

2024 年度 文教大学奨学金要項

文教大学独自の奨学制度で返還の必要がない給付型奨学金です。

勉学の意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な学生に対し、奨学金を給付します。

1. 対象者

春学期：2年生以上 ※3年次編入生は除く

秋学期：全学年

2. 給付額

授業料の一部相当額

※2023年度実績：193,500円

3. 「日本学生支援機構給付奨学金／授業料減免（高等教育の修学支援新制度）」との併願に関して

【文教大学奨学金出願に関する重要なお知らせ】（春学期提示版）

本奨学金とは別に「日本学生支援機構給付型奨学金「高等教育の修学支援制度/授業料減免含む（以下、修学支援制度）」が例年春学期（4月）と秋学期（9月）に募集が行われます。

修学支援新制度の対象に該当しそうな方は、本奨学金の出願前に春学期（4月）の「修学支援新制度」に申し込むことをお勧めします。（修学支援新制度に採用になった場合は、修学支援新制度を優先し、併給はできません。ただし半期のみ第IV区分の学生は除きます。）

※修学支援新制度の詳細は、文部科学省や日本学生支援機構のHPで確認してください。

【参考】修学支援新制度の支援金額（2024年4月採用の場合の年間の支援額）

区分	通学	減免（12か月分）	給付（月額）	総額（12か月分）
第I区分	自宅外	700,000円	75,800円	1,609,600円
	自宅	700,000円	38,300円	1,159,600円
第II区分	自宅外	466,700円	50,600円	1,073,800円
	自宅	466,700円	25,600円	773,800円
第III区分	自宅外	233,400円	25,300円	537,000円
	自宅	233,400円	12,800円	387,000円
第IV区分	自宅外	175,000円	19,000円	403,000円
	自宅	175,000円	9,600円	290,200円

※世帯の収入状況によって採用区分が決まります。各区分の収入目安は文部科学省や日本学生支援機構のホームページで確認してください。

※成績不振（学年学科で下位1/4等）の場合には支援が打ち切られますが、順調に単位修得が進めば卒業時まで継続します。

※家計状況が改善した場合には、半年ごとに支援区分の見直しがあります。

※春学期のみで打ち切られた場合または秋学期からの支援の場合、支援の総額（6か月）は上表を1/2として計算してください。

4. 出願方法

出願は郵送でのみ受け付けます。

出願書類を揃え下記のとおり郵送してください。

(1) 送付先

〒206-8799

多摩郵便局留 文教大学奨学金受付センター

※送付の際は、指定の送付票（出願ラベル）を同封し、送付してください。

(2) 出願期間

【春学期】2024年6月24日（月）～2024年7月8日（月）【最終日消印有効】

【秋学期】2024年10月11日（金）～2024年10月25日（金）【最終日消印有効】

※出願期間は年2回ありますが、出願は1回のみです。いずれの時期の採用であっても年間分の金額を支給いたします。詳細は11.特記事項参照

5. 出願資格

下記の要件を全て満たす者

(1) 家計支持者（原則として父母、またはこれに代わる者）の収入の合計が下記の基準額以下の者

（原則、所得証明書の金額で選考します。2023年1月2日以降に就職・転職・退職したケースについては、6.出願書類を参照してください。）

①給与所得者（所得証明書の給与収入金額 ※年金の収入金額も含む）

給与収入が841万円以下

②給与外所得者（所得証明書の給与・年金以外の所得額の合計）

所得が355万円以下

③給与所得と給与外所得の両方がある者

給与収入と給与外所得の合計が841万円以下であり、

かつ給与外所得が355万円以下である者

(2) 下記の標準修得単位数を満たしている者（春分・秋分作成する）

【教育学部（2020年度以降入学生）・人間科学部・文・情報学部・国際学部・経営学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	16単位	32単位	48単位	64単位	80単位	96単位	112単位

【教育学部（2019年度以前入学生）・健康栄養学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	17単位	34単位	51単位	68単位	85単位	102単位	119単位

※各セメスター終了時に修得が必要な単位数です。

※3年次編入の場合3年生は1.2セメ、4年生は3.4セメを標準修得単位数として扱う。

(3) 入学から出願時までの通算GPAが1.50以上の者

(4) 2024年度に修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免）の支援を受けていない者。ただし半期のみ第IV区分の支援対象となった学生は出願可。

※2023年度以前に修学支援新制度の支援を受けた者で、支援停止又は打ち切りにより2024年度は春学期

と秋学期ともに支援を受けていない者は出願可。

※半期のみ第IV区分の学生については給付奨学金額と授業料減免額（高等教育の修学支援制度）の年間支援額が他の文教大学奨学金受給者の支給金額を超えない金額を支給する。

(5) 当該学期に文教大学緊急特別奨学金を受給している場合は、授業料の半額未満を受給している者

(6) 2024年度通年で休学している学生は春学期・秋学期ともに出願できません。

※春学期休学者は秋学期に出願、秋学期休学予定者は春学期に出願してください。

6. 出願書類

送付票と下記の①～③（④～⑥該当者のみ）をすべて揃えて提出してください。

NO	提出書類	備考
①	文教大学奨学金 願書 原本	<ul style="list-style-type: none"> ・押印はシャチハタ等スタンプ印不可。該当の人物はそれぞれ別の印鑑を使用。 ・保証人の署名・押印以外の項目は、すべて出願する学生本人が記入すること。
②	所得証明書（父母両方） コピー可 ※自治体によっては、課税証明書・非課税証明書と称する場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無職無収入でも提出してください。</u> ・市区町村役所で発行 ・<u>2024年分（2023年1月～12月）の実績が記載されたもの</u> <p>※出願期限までに発行ができない場合はご相談ください。</p> <p>※収入・所得金額欄が「****」等で目隠しされているものは受理できません。金額を記載するためには、当該年度の所得について、予め市民税の申告（収入の無い方は無収入であることを申告）をする必要があります。お住まいの市区町村にて、当該年度の所得を申告した上で、所得金額が記載された所得証明書を取得してください。（市民税申告の詳細はお住いの市区町村にお問合せください。）</p>
③	奨学金振込口座届 原本	<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人口座を記入すること
	<p>②所得証明書の金額は「5.出願資格（1）家計基準」に該当しないが、2023年1月2日以降に就職・転職・退職をした結果、その収入見込金額が家計基準に該当する場合は、下記の書類を提出。（選考で考慮する場合があります。）</p>	
	<p>転職し、給与所得の場合（下記ア～イのうち、該当するもの）</p>	
④	ア) 2023年12月までに勤務開始した方	<p>次の①②のすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①2023年の源泉徴収票 ②2024年1月から出願時までの毎月の給与明細（給与明細添付台帳（本学指定書式）に添付）
	イ) 2024年1月以降に勤務開始している方	<p>次の①②のすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年収見込証明書（2024年分）（本学指定書式） ②2024年1月から出願時までの毎月の給与明細（給与明細添付台帳（本学指定書式）に添付）

	転職し、給与外所得（自営業等）の場合（下記ア～イのうち、該当するもの）	
⑤	ア）2023年12月までに事業を開始した方	次の①②のすべて ①2023年の確定申告書の控 ②所得見込証明書（2024年分）（本学指定書式）
	イ）2024年1月以降に事業開始した方	・所得見込証明書（2024年分）（本学指定書式）
⑥	退職・廃業し、現在無収入の場合	・無収入である旨の誓約書（本学指定書式）

※本学指定書式は、学生課・教育支援課のHPを参照してください。

7. 選考方法

提出された書類及び成績を基に選考します。

8. 給付方法

出願時に指定した口座に振込ます。

9. 選考結果の通知時期

春学期出願者	選考結果：9月下旬
秋学期出願者	選考結果：12月下旬

10. 給付予定日

春学期出願者	給付日：10月下旬、1月下旬
秋学期出願者	給付日：1月下旬

※秋学期出願にて採用となった学生は秋学期分支給のタイミングで年間支給額を支給いたします。

詳細は11.特記事項参照

11. 特記事項

- ・文教大学以外の他団体から奨学金を受給している場合も出願可能です。ただし、「修学支援新制度」の採用者については5.出願資格（4）を参照してください。
- ・予算の範囲内でより家計の困窮度が高い者から優先して採用されます。出願資格に適合した出願者全員が採用されるわけではありません。
- ・給付は年に2回ありますが、出願は1回です。支給のイメージは以下のとおりです。

【春採用の場合】

10月下旬頃：半期分支給

1月下旬頃：残り半期分支給

【秋採用の場合】

1月下旬：年間分支給

※当年度において半期休学歴がある場合は上記の限りではありません。

- ・採用決定後、採用者の状況により、支給を保留または中止することがあります。
- ・なお、次年度も本奨学金の給付を希望する場合は、再度、出願が必要になります（ただし、再度採用されるとは限りません）。
- ・奨学金の給付後に、退学・除籍等により奨学生の資格を喪失した場合は、奨学金の返還を求めることがあります。